

令和4年度大阪府がん対策推進委員会 第5回がん診療連携検討部会において、肺がんの特殊性を踏まえ、肺がんについてはいずれか1つの治療ができれば集学的治療を提供できているとみなした上で、5がんの治療を提供できる病院を拠点病院とし、拠点病院からはずれた病院については、新たな指定区分を設けることとなった。

<新たな区分 指定要件>

- ・4がん（胃、肺、肝、大腸、乳のうち4つ）について集学的治療が提供できる
（ただし肺がんは自院においては1種類の治療で可）
- ・対応できるがん種については、具体的に明示
- ・緩和ケアの実施、相談支援体制の整備などの指定要件を全て満たしている
- ・連携先を明確にしている

【論点①】

5がんを集学的治療ができる病院の名称を、現行と同様に「大阪府がん診療拠点病院」とするか、国拠点病院との違いを明確にするため、別の名称とするか。

案1：5がんの集学的治療ができる体制があるとして、現行と同様「大阪府がん診療拠点病院」とする。

案2：国拠点病院との区分を明確にするため、新たな名称（大阪府がん診療**重点**病院）とする。

<対応案>

- ・国拠点病院（8がんに対応）との区分を明確にするため、案2を採用し、「大阪府がん診療**重点**病院」とする。

(1) - 2 府がん診療拠点病院の新区分等の名称について

【論点②】

新たな区分となった病院の名称をどうするか。

(案1)

がん診療**指定**病院

(案2)

がん診療**連携**病院

(案3)

がん診療**連携推進**病院

＜対応案＞

新たな区分は、がん診療を国拠点病院・府重点病院(案)と連携して進めていく役割を明確にするため、案2を採用し「がん診療**連携**病院」とする。

(1) - 2 府がん診療拠点病院の新区分等の名称について（新制度の考え方）

■ 新たな指定区分についての考え方（案）

① 現行の指定期間は令和6年3月末に終了するが、大幅な制度変更となるため、次期指定期間の最初の1年間（令和6年4月～令和7年3月）を経過措置期間として、現行制度のもと指定を受けている病院については、資料1-1に示す新要件を適用し、全て「大阪府がん診療拠点病院」として指定更新を行う。

② 令和6年度の現況報告（令和5年診療実績/人員配置等は令和6年9月1日時点）を確認し、令和7年4月以降、5がん対応病院は「重点病院（案）」に、4がん対応病院は「連携病院（案）」に指定変更する。

各指定病院が対応できるがん種・診療実績を府HPにて明示し、患者が病院を選択しやすい体制を整備する。

